一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和6年9月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	鯱第一交通株式会社 (法人番号 9180001051727) 代表 者梅本伸	愛知県名古屋市北区中切町一丁目63番地	本社営業所	愛知県名古屋市北区中切町一丁目63		運輸規則第24条第1項及び第2項	令和6年3月22日及び令和6年4月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客第2申,(2)点呼の記録記載事項、(3)点呼の記録記載事項、(3)点呼の記録記載事項、(3)点呼の記録記載事項、(3)点呼の記録記載事項、(3)点呼の記録記載事項、(4)点呼の記録記載事項、(5)違行記錄計による記錄義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項、(6)違行記錄計による記錄義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項、(6)事等運動車運送事業運輸規則第26条第2項、(6)事等過數車運送事業可以、(7)乘逐等38条第1項)、(9)運転者に対する指規則第28条第1項)、(9)運転者に対する指規則原(2)、(6)返職者の規則務違反(旅客自動管理者の変勝。20)。(12)運輸規則第38条第1項)、(9)運転者に対する指規則原(38条第1項)、(10)運転者に対する指規則原(10)。第38条第1項)、(10)運転者に対する指規則原(10)。第38条第1項)、(10)運転者經輸規則第45条)、(11)運動者の講習の表別第48条の3、(12)運動管理者の書名の講習の表別第48条の3、(12)運動管理者の書名の講習の表別第48条の4第1項)、(13)運転者置業等第違反(分)。一業務適正化特別措置、法第16条第2項)	13	13